

返戻金制度について

FIPS は依頼先に対して紹介した採用決定者が、入社日から 3 ヶ月以内に、採用決定者の自己都合により退職、過失等による懲戒解雇となった場合は、次のとおり基本契約書に基づき第 13 条で定めるところの紹介料金を返還する。ただし、雇用者の責による解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が相当と推察される事由の場合には、返還の適用を除外するものとする。

- ・ 7 日以内の場合、全額
- ・ 1 ヶ月以内の場合、料金の 50 %
- ・ 3 ヶ月以内の場合、料金の 25 %